

結婚新生活支援補助金



新規に婚姻した世帯を対象に新生活に対する支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、

住居費と引っ越し費用の一部を助成します。※合わせて30万円が上限額です。ただし夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合には合わせて60万円が上限額となります。（1,000円未満切り捨て）

◆住居費とは？

住宅購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等含む）共益費、仲介手数料
リフォーム費用（例外あり）など
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その差額分のみ

◆引っ越し費用とは？

引っ越し業者や運送業者へ支払う料金 など

＜申請期限＞

令和7年2月28日（金）まで

＜対象者及び要件＞

- ☐ R6.3.1～R7.2.28 までの間に婚姻届が受理され、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の夫婦
- ☐ R5.1.1～12.31 までの間の夫婦の所得の合計金額が500万円未満であること
※貸与型奨学金返済中の方につきましては、算出方法が異なりますので、お問い合わせください
- ☐ 対象住居が深川市内にあり、R6.3.1～R7.2.28 の間に対象となる住居の住所への転居（転入）届が受理されていること
- ☐ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ☐ 過去にこの制度に基づく助成を受けていないこと

＜申請方法及び提出書類＞

以下の提出書類の中から必要なものを揃えて健康・子ども課子育て支援係に提出してください

- ☐ 深川市結婚新生活支援補助金交付申請書
- ☐ 所得証明書
- ☐ 物件の売買契約書（購入の場合）
- ☐ 物件の賃貸借見積書または賃貸借契約書（賃貸借の場合）
- ☐ 家賃や引越等に係る支払をしていることが分かるもの
- ☐ 住宅手当支給証明書（不支給の場合でも提出が必要です。）
- ☐ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（該当者のみ）



＜申請・問い合わせ先＞

まち未来推進課地域創造係

TEL 0164-26-2246